

第24回玉村町農業委員会議事録

1、開催日時 令和4年6月2日 午後3時～午後4時

2、開催場所 玉村町役場3階大会議室

3、出席委員（15人）

会長	10番	松浦	好一
副会長	5番	齋藤	邦雄
副会長	9番	設楽	嘉一
	2番	徳江	清東
	3番	赤川	明宏
	4番	羽鳥	誠
	6番	星野	慎悟
	7番	筑井	孝
	8番	武士千雅子	
	11番	齋藤	直義
	12番	原	信行
	13番	横堀	徳壽
	14番	中澤	清
	15番	新井	正芳
	16番	吉田	直樹

4、欠席委員（2人） 1番 塚越 早苗

5、議事・報告

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請（一時転用）について

議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）への意見について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（案）について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について

6、その他

○「令和4年度最適化活動の目標の設定」について

○たまねぎの収穫とじゃがいもの収穫の日程について

○「玉村カレーの日（玉村カレーを味わう会）」について

○「麦秋の郷」のぼり旗について

○その他

7、農業委員会事務局職員

事務局 村田 顕
経済産業課 関口尚樹

8、会議の概要

事務局 ：ただ今から、第24回玉村町農業委員会を開会いたします。

 それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

会 長：みなさん、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。

 農作業が本格化する時期となりました。

 また、ロシア・ウクライナの戦争の影響等により資材の高騰始まりましたが、頑張っ
 て乗り切っていきましょう。

事務局 ：ありがとうございました。それでは、会長が議長になりまして、議事の進行をお
 願いいたします。

議 長：本日の出席委員は15名ですので、総会は成立しております。

 玉村町農業委員会会議規則第14条第1項の規定による議事録署名人ですが、
 今回は2番 徳江 委員 3番 赤川 委員 を指名します。

 なお、本日の会議書記には、事務局職員の村田係長を指名します。

議 長：それでは、4番 議事に入ります。

 議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」の受付番号1を事務
 局より説明をお願いいたします。

事 務 局：【議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について：受付番号1】説明

議 長：それでは、受付番号1について審議を行います。この件に関しまして、農振部会
 で現地調査及び審議を行っておりますので、部会の報告を部会長からお願いしま
 す。

部会長 ：この件に関して農地部会では「許可相当」と判断致しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。

ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。受付番号1について、原案のとおり**許可相当**とすることに賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

全員賛成ということで、

受付番号1は原案のとおり**許可相当**と決定いたします。

続きまして受付番号2の説明をお願いいたします。

事務局 : 【議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について：受付番号2】説明

議長 : それでは、受付番号2について審議を行います。この件に関しまして、農振部会で現地調査及び審議を行っておりますので、部会の報告を部会長からお願いいたします。

部会長 : この件に関して農地部会では「許可相当」と判断致しました。

議長 : ありがとうございました。これより質疑に入ります。
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。受付番号2について、原案のとおり**許可相当**とすることに賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

全員賛成ということで、

受付番号2は原案のとおり**許可相当**と決定いたします。

ただし今回の現地確認の際、申請地と隣の町道は土地の境界線が曖昧なため、道路との一体利用される恐れを感じましたので、事務局からは町道を町で舗装する事が出来ないかどうかを確認し、可能であれば促してください。

続きまして受付番号3の説明をお願いいたします。

事務局：【議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について：受付番号3】説明

議長：それでは、受付番号3について審議を行います。この件に関しまして、農振部会で現地調査及び審議を行っておりますので、部会の報告を部会長からお願いします。

部会長：この件に関して農地部会では「許可相当」と判断致しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。受付番号3について、原案のとおり**許可相当**とすることに賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

全員賛成ということで、

受付番号3は原案のとおり**許可相当**と決定いたします。

続きまして議案第2号農地法第5条の規定による許可申請（一時転用）の説明をお願いいたします。

事務局：【議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請（一時転用）について
受付番号1】説明

議長：それでは、議案第2号受付番号1について審議を行います。この件に関しまして、農振部会で現地調査及び審議を行っておりますので、部会の報告を部会長からお願いします。

部会長：この件に関して農地部会では「許可相当」と判断致しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。受付番号1について、原案

のとおり**許可相当**とすることに賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

全員賛成ということで、

受付番号1は原案のとおり**許可相当**と決定いたします。

続きまして、議案第3号「農用地利用配分計画(案)への意見」について事務局より説明をお願いします。

事務局：【議案第3号「農用地利用配分計画(案)への意見」について説明】

議長：それでは、この件について審議を行います。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

委員：今回の貸し借りの中で、借人が変わったケースがあるかどうか？
また、変わった人が居れば理由を知りたい。

事務局：借人が変わったケースはあります。
借人が農業をやめ、ほかの農業者に耕作を引き継いだケースや、農業者の間で耕作地を交換するケースなどが見受けられるが、理由について個別に調査や報告等で把握はしていません。

議長：その他ご意見、ご質問のある方は挙手願います

(異議なし)

それでは議案第3号「農用地利用配分計画(案)への意見」については配分計画の通り進めていただくよう報告いたします。

続きまして、議案第4号「農用地利用集積計画(案)」について事務局より説明をお願いします。

事務局：【議案第4号「農用地利用集積計画(案)」について説明】

議長：それでは議案第4号について、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

議長：それでは、農用地利用集積計画(案)について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

議 長 : 議案第4号について、農業委員会としては、農用地利用集積計画(案)を承認することに決定します。

続きますので、次第5 報告事項 に入ります。
報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 : 【農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について報告】

議 長 : それでは、報告事項について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は、挙手願います。

(挙手無し)

無いようですので、次第5の報告については、終了といたします。
続いて、次第6 その他 に入ります。
事務局より説明をお願いします。

事 務 局 : ○「令和4年度最適化活動の目標の設定」について

○「たまねぎの収穫とジャガイモの収穫について」

○「たまむらカレーの日(たまむらカレーを味わう会)」について

○「麦秋の郷」のぼり旗について

以上で説明を終わります。

議 長 : その他、委員の方から何かありますか。

なければ以上で、本日の議題は全て終了致します。

事務局 : 以上をもちまして、委員会を閉会といたします。お疲れ様でした。